

◎特定健康診査が 各保健センターで始まります。

国

保特定健康診査（特定健診）が6月14日（月）の穂高保健センターから始まり、9月17日（金）の堀金保健センターまで、市内各地域の保健センターで実施されます。特定健診の申し込みをした人には受診券、問診票、健診日程などのご案内を5月下旬にお届けする予定です。また、本年度からは全員を対象に心電図検査を実施します。申し込みをされていない場合でも受診することができますので、お近くの保健センターへお申し込みください。

人間ドック・脳ドック助成制度 をご利用ください

人間ドックと一部の脳ドックの検査項目の中には、特定健診の検査項目が含まれています。そのため、ドックを受診して、その検査結果を提出することで特定健診を受診したことになります。市国民健康保険では人間ドックなどの受診費用に対して助成を行っている

のでご利用ください。（4月7日発行の広報あづみの掲載）また、5月1日から人間ドック、脳ドックのいずれの助成券も利用できる契約医療機関に「城西病院」が追加されました。契約医療機関は今

◎2級の自立支援通院医療が 新たに福祉医療の対象になります。

精

神障害者保健福祉手帳をお持ちの皆さんに医療費を助成する「福祉医療」の対象は、これ

まで1級通院のみ対象でしたが、新たに2級の自立支援通院医療が対象になり、4月1日から対象範囲が拡大されました。該当する皆さんには、すでに手続きのご案内をしています。申請がお済みでない人は、次により手続きをしてください。

●手続きの場所・日時

お住まいの各総合支所内福祉係

後も随時追加される予定です。生活習慣病の発症を予防するためにも、年1回の特定健診を必ず受診しましょう。

■福祉市民課国保年金担当

（TEL 82・3131 FAX 82・6622）

午前8時30分～午後5時15分
（土日・祝日を除く）

●申請に必要なもの

- ・受給対象者の保険証
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・自立支援医療受給者証
- ・振込先口座通帳
- ・印鑑

※なお、福祉医療費給付の対象は、自立支援通院医療の自己負担分に限られます。

■福祉社会福祉課福祉総務係

（TEL 81・1622 FAX 81・0703）

◎平成22年度 市県民税納税通知書を発送します。

市

では、平成22年度分の市県民税納税の通知書を、6月10日（木）に発送する予定です。お手元に届きましたら内容をご確認のうえ、納め忘れないよう納期限までに納付してください。窓口で納付する場合は、金融機関や各総合支所窓口に加え、コンビニエンスストアでも納付することができます。納期限は次のとおりです。

市県民税の納期限	
第1期	6月30日（水）
第2期	8月31日（火）
第3期	11月1日（月）
第4期	1月31日（月）



市県民税の納税通知書は 次の人にお送りしています

- ・平成22年1月1日に市内に住所があり、平成21年中に一定以上の所得があった人
- ・市内に住所はないが、事務所・事業所、家屋敷などがある人

便利な口座振替にしませんか

忙しくて窓口で納付できない人には納め忘れない口座振替をお勧めします。指定した預金口座から自動的に払い込まれますので、納期の度に窓口へ納付に行く必要がありません。安心、安全で大変便利です。ご利用ください。手続き方法は、納税通知書に同封されているがきタイプの「安曇野市市税等口座振替依頼書」に記入、押印のうえ郵送してください。金融機関や市役所の窓口に行かずに口座振替の手続きができます。すでに口座振替をご利用の人は、納期限までに残高の確認をお願いします。

給与からの天引きは 税額通知書をご覧ください

給与所得者で毎月の給与から市県民税が天引きされている場合は、勤務先を通じて配布される税額通知書をご確認ください。

また、65歳未満の公的年金受給者のうち、給与所得があり市県民税が給与から天引きされている人

の公的年金にかかる市県民税の納付方法は、申し出がない限り給与からの天引きとなります。

公的年金からの天引き

4月・6月・8月は仮徴収

公的年金の所得に対して計算される市県民税は、平成21年10月支給分の公的年金から天引きで納めるようになりました。本年度は、この2月に天引きされた額と同額を4月、6月、8月の年金から天引き（仮徴収）し、残りの税額を10月、12月、2月の3回に分け、天引きとなります。（下図）

所得証明書の発行は6月10日から

平成22年度（平成21年中の所得）所得証明書は6月10日（木）から各総合支所地域支援課窓口で発行できます。所得証明書の発行を希望される人は、身分証明書（運転免許証など）を持参のうえ、申請してください。同居家族以外の人

公的年金からの天引き (21年度) (22年度)

22年 2月	4月	6月	8月	10月	12月	23年 2月
	前年度の2月分と同じ額を3回徴収【仮徴収】			年税額から4、6、8月に【仮徴収】した合計額を差し引いた残りを3回に分けて徴収		



の証明書発行には委任状が必要となります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

・証明書交付手数料 1通300円

※本庁舎、県安曇野庁舎では所得証明書の発行はできませんのでご注意ください。

▽納付・通知書に関すること

■福祉市民課市県民税担当

（TEL 72・3111 FAX 72・8340）

▽納付・口座振替に関すること

■福祉収入課収納担当

（TEL 72・3111 FAX 72・8340）

